

小野市低所得世帯物価高騰 緊急支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

- 小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金（追加支給分・1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

小野市が申請書を受理した日から
2～3週間後が目安です。

支給対象となる世帯と支給手続き

世帯全員の令和5年度「**住民税**」が**非課税**の世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではない世帯

①令和5年6月2日から11月30日
までの間に世帯内で構成に変化が
なかった世帯

②令和5年6月2日から11月30日
までの間に世帯主変更、世帯合
併、転入者があった世帯等



申請が必要です

- 対象となる世帯に対して、支給対象通知書を送付します。**（手続き不要）**
- 支給の辞退や支給口座の変更支給を変更する方は、下記連絡先まで申し出てください。

- 対象となる世帯に対して、給付内容や確認事項が書かれた申請書又を送付する予定です。
- 申請書が届いた方は必要事項を記入して、記載された期限までに**返送してください。**
- 申請期限：令和6年3月15日（火）



住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）、お住まいの市町村にご連絡ください。

お問い合わせ

小野市市民福祉部社会福祉課 低所得世帯緊急支援給付金担当

☎0794-63-1000(代表)

受付時間 平日8:45～17:15